

安城市自治基本条例を考える市民会議

2008/10/09

旗揚ゲーム&全体トーク「論点しぼって、みんなで検討！たたき台～その1」まとめ

「ホネグミ」構成

赤(良い)19 : 青(検討必要)6

- ・全体的に生々しい。
 - 矛盾点しているところがある。議会と住民投票とか。
- ・危機管理、出資団体はどうなのか。追加要素の可否で検討
- ・「12.コミュニティ」のところに「共生」入れたい。

追加要素(項目21以降)の可否

A - 21. 危機管理

赤(入れる)23 : 青(入れない)2

下の条例で入れればよい。

- ・「～せねばなりません。」でよいか？罰則はないので義務形の表現はおかしい。
 - 重要なことだから努力義務でも入れるべき。
 - 大切なことを入れるというより、ルール決めのホネとして自治基本条例をつくるべき。(いざというときの備えのために)危機管理は残す。
 - 条例をつくっても岡崎の水害の例がある。(いざというときの実効性 疑問...)
- ・「～せねばなりません。」系じゃない表現を。
 - 書かないとできないことなのか？書いてあっても(行政は)何もできず、自助努力が足りないと言われ終わってしまうのでは。
 - 当たり前のことをやっていない人が多い。(危機管理に関して)共通認識を持つことが大事。
 - 行政の責任か？市民の責任か？自治基本条例に書くことによって自分たち(市民)の責任と自覚できる。
- ・自治基本条例でなくてもよい。個別条例をつくれればよい。
 - 個別条例もほしいが、危機管理が大事ということを、住民・コミュニティが意識するために自治基本条例に入れる必要がある。
 - 自治基本にタネを入れておくべき。それぞれの基本条例にのびていくので。
 - アメリカのように行政とは別の危機管理機関を立ち上げる。(独立した防災のための組織)
- ・独立した危機管理の機関は既にあるのでは？
 - 災害は忘れた頃にやってくるので入れておくべき。
 - 安城らしさとなるので入れておくべき。安城には三河地震の経験もあるので。
- ・内容を簡潔にしたい。細部は既存条例を改変して定めれば良い。
- ・タネは、「7. 市民の役割と責務」に入っているのではないか。

B - 22. 出資団体

赤(入れる)8 : 青(入れない)20

- ・現状はどうなっている？それがわからないと話ができない。
- ・市の出資50%以上の出資団体は6月議会で報告義務があり、市政情報コーナー等に資料がある。現在、土地開発公社、MAパーク(株)、デンパークの3社がある。
- ・民間では25%以上が関係会社とされる。
- ・実際の状況を確認しましょう！情報の公表状況+連携の状況
- ・まず議論に乗せたかった！

自治基本条例に関係あるの？

○入れないと本来の自治基本条例にならないと思う。

- ・出資はお金だけ？人の派遣はどのような扱いになっている？

実際の状況を確認し、次回、資料を用意する。(事務局で)

C - 他に入れたい項目

赤(あり)17 : 青(なし)8

○「5. 自治の基本原則」に公平・平等の原則入れたい。

○自治基本条例のチェック機関の設置を入れたい。

チェック機関について

- ・チェック機関は、「20. 条例の見直し」に関係があるのでは？

○今までできているかを考えて、「20. 条例の見直し」に書かれる見直しがされるのか？自治基本条例の推進をチェック、監視する機関がほしい。

どういう評価をするのかがあいまい。

条例を考えたメンバーが自発的にチェックを行うのがよい。

○自分たちが見守るなら残したい。

議会や執行機関がやるから、なくてよい。

客観的に評価することは難しい。

市民として言えること。わざわざチェック機関はいらない。

「20. 条例の見直し」にあるからいらない。

○提案者としては、火の用心でもよいので入れたい。「20. 条例の見直し」にあっても常に見守ることが大事。

- ・(チェック機関のチェックは)市民に対してのチェックなのか。市民同士でチェックするのか。もう少し具体的に。

「住民投票」

赤(項目を入れる)18 : 青(入れない)6

議会の選挙でも投票率は50%くらい(投票率低い)簡単に住民投票をやらない。やるとしたら原発、基地とか大きな問題のとき。

議会をないがしろ

大きなこと(問題)だけ住民投票をやるなら入れてもよい。小さなことまで住民投票はいらない。

議会軽視では？

- ・住民の1/〇(何分のいち)という目安が必要。
- ボーダーは適度に高くしたい。議会選挙は総合的に判断して投票する。住民投票は個別の案件について投票できる。
- 住民投票の制度はあるけど使われないという状態が幸せ。議会に対し万が一のための担保・抑止力として入れる。
- 議会に緊張感を持ってもらうため、担保として住民投票はいる。
- (議員や市長の)任期中にも世の中の変化はある。その時に、住民投票が必要。
- 間接民主主義の欠陥を補うため必要。
- 市民の認められた権利として明示する必要がある
- 市民が施策について決められる権利として一番大事だと思う。

選挙の3年後、議員が裏切るかもしれないと言うが、住民投票をして5年後住民は心変わりしないのか。たまたまここにいるからと、今この時代に決めてしまってよいのか。

住民投票して絶対に採用されるのかということそうではない。結局、議会で決まるのだから必要ない。

- 最終的な担保として。
- 議会で否決されるかもしれないが、意思表示はできる。市民の意思を伝えた上で議決できる。

意思表示を市長からのツールとするのか？

- 手続きにのりつた上の意思表示ということが大事。
(住民投票でなくても)請願、陳情という意思表示の手立ては既にある。
- 自治基本条例の改廃のために必要だと思う。
- 間接民主主義はベターな制度。(ベストではない)住民投票は(通常の選挙と違い)それぞれのテーマに沿っているもの。
- (住民投票の結果は)議会でなしになってしまう可能性もある。でも、可能性として謳っておくべき。
- そのことだけの諾否が聞けることは大事。

住民投票

入れるとしたら常設型？目的型(その都度設置)？

赤(常設型)18 : 青(目的型)8

- ・他自治体の事例を知りたい。「別に条例で定める」と書いている自治体はどれくらいあるのか。
- ・よそはよそ。
- ・「(住民投票が)できる」と書いてあればいい。
- ・議会で削られることもある？

選挙を実施するのはとても大変で簡単にできるものではない。(住民投票の制度が)あること

が認識さえされていれば、緊急性がある問題が出てきたときにより早く設置できるという程度。

・条例の中に「住民の1/〇で...」と書く その書き方は常設型！

必要に応じて年齢などを設定できるようにしたいので、その都度がいい。

住民投票をするときにその都度議会にかけないといけないから、議会の顔も立つ。

ある程度のものはそこにあるという状態がよい。

その都度設定ができるのでその都度がよい。

・(住民投票は)住民の権利として必要！

再び旗揚げ

住民投票 入れるとしたら常設型？目的型？

赤(常設型)10 : 青(目的型)14(住民投票の項目を入れないと回答した4人含む)

「市民参加」と「協働」

「11. 市民参加」の3つ目の項目へ具体的な項目を掲げる？

赤(入れる)6 : 青(入れない)23

○総合計画策定へ参画したことがある。メンバーは住民3人、職員7~8人で、結局は多数決で決めてしまった。(市民参加を謳いながら)先に市の計画が決まってしまうのは...

・安城の市民団体は地域性が強いと感じる。

○市民の声を聞いて、使いやすい施設をつくってほしい。

○(箇条書きの)内容を変えたい。

○義務的に書いてあるが、権利としてあればよい。

○(1)だけあればよい。重要なことは人それぞれ違う。何を重要とする？

市の執行機関は、次に掲げるときは、必ず市民参加を図ります。

- (1) 総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。
- (2) 重要な条例、規則を制定し、改正し、廃止するとき。
- (3) 事業を選択するとき。
- (4) 事業を実施するとき。
- (5) 政策評価を実施するとき。

次回考えよう！(あんき会 終了時点)

・前文について。どこを重点的に考えたい？

・住民参加の箇条書きの項目は入れる必要ある？(続き)